

令和8年7月14日（火）

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

次のとおり一般競争入札（売払）を実施する。入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名： 使用済車両
- (2) 規 格 等： 仕様書のとおり
- (3) 引取場所： 陸上自衛隊豊川駐屯地
- (4) 引取期限： 代金納付の日から5日以内（ただし、令和8年9月30日（水）までに搬出すること。）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上の資格を有し、かつ競争参加地域「東海・北陸」が有効である者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む。）
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第44条に基づく引取業者として、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者。
- (9) 前号の法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までには下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者であること。
- (10) 前号における下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (11) 下請負承認申請書には、下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。下請負承認申請書の承認に当たって、確認ができなかった場合は当該下請負者を承認しない。また、電話による確認期間は令和8年7月14日（火）～令和8年7月27日（月）とする。
- (12) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (13) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (14) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (15) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第308会計隊 契約班窓口において配布する。

令和8年7月14日（火）～ 令和8年7月27日（月） （土曜日曜祝日を除く0815～1700）

4 現場説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 個別に実施
ア 日 時 : 個別に実施
イ 場 所 : 陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室及び屑置場

※1： 個別の現場説明を希望する者は、令和8年7月24日（金） 17時00分までに第14項（11）の担当者まで連絡すること。

※2： 現場説明会に参加できない者は、本人の責任において議事録を確認の上、入札に参加するよう依頼する。

※3： 現物未確認に起因する苦情の申し立てを一切行わないことを同意の上、入札に参加するよう依頼する。（現物未確認による紛争防止のため）

- (2) 入 札
ア 場 所 : 陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室
イ 日 時 : 令和8年7月28日（火） 10時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除

- (3) 違約金
ア 自衛隊車両を転売して一般紙市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０％に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１０％に相当する金額の違約金を徴収する。
イ 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の１０％に相当する金額の違約金を徴収する。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の１１０分の１００（税抜き価格）を記載すること。
- 7 入札の無効
(1) 第２項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札業務名、入札金額、入札者の氏名等が判別し難い入札
(4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
(5) 同一人が入札した２通以上の入札書
(6) 入札書の親金額の訂正は認めない。
(7) 第１４項第１号で示す期限に遅れた郵便入札
- 8 契約書の作成
落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 9 適用する条項
(1) 基本契約条項
 不用物品売払契約条項
(2) 特約条項
 ア 談合等の不正行為に関する特約条項
 イ 暴力団排除に関する特約条項
 ウ 売払い物品の解体に関する特約条項
- 10 落札の決定方式
総 額
総額が予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 11 売払代金の納付期限
令和８年９月３０日（水）
※ 物品引渡しするときまでに納付しなければならない。
- 12 所有権移転の時期
当該物品の引渡しが完了したとき。
- 13 物件の引渡し完了の時期
代金納付の日から５日以内（ただし、**令和８年９月３０日（水）** までに搬出すること。）
- 14 その他
(1) 郵便による入札については、**令和８年７月２７日（月）１７時００分** 必着分までを有効とする。
 なお、事前に郵便入札の申し出を第３０８会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を行うこと。
 また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
(2) 電報・電話等による入札は認めない。
(3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
(4) 入札に参加する者は、**令和８年７月２７日（月）１７時００分** までに資格決定通知書の写し及び業種資格を有することの証明となる書類を提出すること。（ＦＡＸ可）
(5) 他業者を下請けさせる場合は、**令和８年７月２７日（月）１２時００分** までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明となる書類を提出すること。受領後、**令和８年７月２７日（月）** までに電話等により確認する。
(6) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
(7) 市価調査等の協力を依頼する。
(8) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
 なお、記載した連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。
 押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印すること。
(9) 売払物品の引取り等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
(10) 売払物品の引取に際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
(11) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第３０８会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
(12) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 〒４４２－００６１ 愛知県豊川市穂ノ原１－１
 陸上自衛隊豊川駐屯地 第３０８会計隊 契約班 担当：加藤
 ＴＥＬ：０５３３－８６－３１５１ 内線（ ３３４７ ）
 ＦＡＸ：０５３３－８４－７８５０（直通）
(13) 品物及び現場説明会に関する問い合わせ先
 〒４４２－００６１ 愛知県豊川市穂ノ原１－１
 陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 輸送班 担当 松永
 ＴＥＬ：０５３３－８６－３１５１ 内線（ ３３７１ ）
- 本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第３０８会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第３３７会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第４０８会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第４０８会計隊春日井派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。
豊橋商工会議所

使用済み車両売り払い(装輪車両)

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役務名称	使用済み車両売り払い(装輪車両)			
図面名称	表紙			
業務隊長	補給科長	管理科長	輸送班長	担当者
了	了	了	了	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊				

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い		G V - Z 0 0 1 0 1 6	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年3月5日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車两部

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**GLT-CG-Z000001**による。

1.2.1**使用済自動車**

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2**自動車リサイクル券**

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3**引取り**

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4**解体・粉砕**

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5**売払い車両**

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等**1.3.1 引用文書**

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

別表一 調達要領指定書

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号第4号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和8年6月18日
	作成部隊	豊川駐屯地業務隊管理科輸送班
	作成年月日	令和8年6月16日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001016	
指定事項	1 件名 使用済車両売払い 2 売払い車両 売払い車両一覧による。 3 現地（物）確認 現地（物）確認を希望する場合は、公告掲載日翌日から入札日前日までの平日0830～1130、1300～1600までの間とし、現地確認予定日の2日前までに契約担当官へ通知するものとする。 4 引渡時期及び要領 (1) 売払い車両の引渡しは豊川駐屯地内（駐屯地廃車置き場）とする。 (2) 契約日から2ヶ月以内の期間 (3) 車両の積込み、搬出及び固定に必要な資材、人員等は契約相手方が準備するものとする。 (4) 搬出に伴う経費は、すべて契約相手方の負担とする。 (5) 搬出作業時間は、平日0830～1700までの間とし1200～1300は作業を中断する。休日に作業を希望する場合は、申請時に申し出るものとする。 5 廃油等 廃油置場での作業及び車両の移動、解体に伴い発生する廃油等は契約相手側が処分するものとし、一時保管場所として官側が指定する場所に保管する。この際、契約相手側は油を流出させないよう処分を万全にするとともに、油吸着マットや除去スプレー等を携行する他、流出した際の処置については契約相手側の責任とする。 6 ごみ等 搬出作業で発生したごみについては、契約相手側が持ち帰るものとする。	

指 定 事 項	7 使用書に示された書類の提出先は、豊川駐屯地業務隊 8 調整先 (1) 契約（書類関連）に関する調整 豊川駐屯地 第308会計隊契約般 (2) 現地確認日程調整・搬出（実務）に関する調整 豊川駐屯地業務隊管理科輸送班
---------	--

売払い車両一覧

品名		2 t 弾薬トレーラ			
車番・車台番号		6 3-0 7 4 5 （2 0 C-8 0 3 4 9）			
リサイクル券番号					
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
	鋳物	34.1			34.1
	H 2				
鉄	H 3	961.3			961.3
	H 4	34.1			34.1
銅	並				
	下	4.1			4.1
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム		147.1			147.1
未価値品		34.3			34.3
計		1,215			1,215

品名		2 t 弾薬トレーラ			
車番・車台番号		6 3-0 5 9 1 （2 0 C-8 0 1 9 5）			
リサイクル券番号					
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
	鋳物	34.1			34.1
	H 2				
鉄	H 3	961.3			961.3
	H 4	34.1			34.1
銅	並				
	下	4.1			4.1
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム		147.1			147.1
未価値品		34.3			34.3
計		1,215			1,215

品名		1 / 4 t トレーラ			
車番・車台番号		6 7-6 3 2 9 （T 2 9-0 1 0 7）			
リサイクル券番号					
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
	鋳物	9.8			9.8
	H 2				
鉄	H 3	276.9			276.9
	H 4	9.8			9.8
銅	並				
	下	1.2			1.2
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム		42.4			42.4
未価値品		9.8			9.8
計		349.9			349.9

品名		2 t 弾薬トレーラ			
車番・車台番号		6 3-0 7 4 6 （2 0 C-8 0 3 5 0）			
リサイクル券番号					
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
	鋳物	34.1			34.1
	H 2				
鉄	H 3	961.3			961.3
	H 4	34.1			34.1
銅	並				
	下	4.1			4.1
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム		147.1			147.1
未価値品		34.3			34.3
計		1,215			1,215

品名		1 / 4 t トレーラ			
車番・車台番号		6 7-6 2 0 6 （T 1 0-2 3 2 8）			
リサイクル券番号					
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
	鋳物	9.8			9.8
	H 2				
鉄	H 3	276.9			276.9
	H 4	9.8			9.8
銅	並				
	下	1.2			1.2
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム		42.4			42.4
未価値品		9.8			9.8
計		349.9			349.9

品名					
車番・車台番号					
リサイクル券番号					
屑区分					
	鋳物				
	H 2				
鉄	H 3				
	H 4				
銅	並				
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ					
鉛					
ガラス					
ゴム					
未価値品					
計					

4344.80



[illegible]

市場価格調査書

提出期限:令和8年7月27日(月) 12:00まで
市価調査書については、
FAXでの提出とする。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）
する金額とは違いますのでご注意ください。

¥ (消費税抜き)

住所

名 称

代金納付の日から５日以内
(ただし、令和８年９月３０日（水）までに実施すること)

代表者名

引渡場所：陸上自衛隊豊川駐屯地

担当者名

下記の内訳のとおり見積致します。

連絡先

[illegible]

件名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
鑄鉄屑	仕様書のとおり	kg	121.9			
鉄屑（H 3）	仕様書のとおり	kg	3,437.7			
鉄屑（H 4）	仕様書のとおり	kg	121.9			
銅屑（下）	仕様書のとおり	kg	14.7			
ゴム屑	仕様書のとおり	kg	526.1			
無価値品	仕様書のとおり	kg	122.5			
その他		式	1			
合 計			4,344.80			